

令和7年度 市県民税・国民健康保険税 申告の手引1（所得控除）高知県宿毛市

【申告する収入の期間】令和6年1月1日～令和6年12月31日

◎収入のなかった方は、申告書裏面右下の該当する項目に○をつけて提出してください

◎令和7年3月15日までに提出してください

※令和6年12月27日の情報です。今後の税改正により、変更される場合があります。

【記入手順】

申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」を記入し所得控除額を「4 所得から差し引かれる金額」に記入します。
その後、各種所得について、別紙「申告の手引2（各種所得）」のとおり記入します。

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」

⑬	社会保険料控除	健康保険、国保税（料）、国民年金、介護保険料等の支払った金額 控除額：前年中に実際に支払った額（領収書、証明書を確認） ※ 国民年金については、証明書等を持参してください。						
⑭	小規模企業共済等掛金控除	第一種共済掛金・心身障害者扶養共済掛金・確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金 控除額：前年中に実際に支払った額全額（証明書が必要）						
⑮	生命保険料控除 （源泉徴収票で明記されている以外に追加する場合）	生命保険・簡易生命保険・農協等の生命共済・心身共済等。 ※証明書の添付または提示が必要						
		新契約・支払金額	新契約・控除額	旧契約・支払金額	旧契約・控除額			
		12,000円以下	全額	15,000円以下	全額			
		12,000円超32,000円以下	支払金額の1/2+6,000円	15,000円超40,000円以下	支払金額の1/2+7,500円			
		32,000円超56,000円以下	支払金額の1/4+14,000円	40,000円超70,000円以下	支払金額の1/4+17,500円			
		56,000円超	一律28,000円	70,000円超	一律35,000円			
控除額：一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円） ※ 介護医療保険料の計算は新契約となります。 ※ 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）となります。								
⑯	地震保険料控除 （源泉徴収票で明記されている以外に追加する場合）	地震等損害保険・旧長期損害保険等の支払った金額 ※証明書の添付または提示が必要						
		地震保険料支払額(A)	地震保険料控除額(a)	旧長期損害保険料支払額(B)	旧長期損害保険料控除額(b)			
		～ 50,000円	(A)の1/2	～ 5,000円	(B)全額			
		50,001円 ～	一律25,000円	5,001円 ～ 15,000円	(B)の1/2+2,500円			
		控除額：(a)+(b) ※限度額25,000円		15,001円 ～	一律10,000円			
※ 一つの損害保険契約が上記のどちらの契約区分にも該当する場合は、どちらか一方の契約区分を選択し、控除額を算出します。								
⑰	寡婦控除	前年の合計所得金額(※注2)が500万円以下であり、かつ以下のいずれかの要件にあてはまる人 ①夫と死別(生死不明の場合を含む)後、再婚をしていない ②夫と離別後再婚をしていなく、扶養親族を有すること 控除額：260,000円 ※ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと						
⑱	ひとり親控除	現に婚姻していない者のうち次に掲げる要件を満たす者である人 ①生計を一にする子(総所得金額等の合計額が48万円以下)を有すること （他の納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている子を除く） ②その者の前年の合計所得金額(※注2)が500万円以下であること ③住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」等の記載がないこと 控除額：300,000円						
⑲	勤労学生控除	勤労学生のうち、本人の勤労により得た給与所得等があり、合計所得金額が75万円以下で不動産、利子等の勤労によらない所得が10万円以下の人 控除額：260,000円						
⑳	障害者控除	本人又は同一生計配偶者(※注1)及び扶養親族のうち身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健手帳、戦傷病者手帳等を持っている人 <table border="1"> <tr> <td>控除額</td> <td>特別障害者:300,000円</td> <td>同居特別障害者:530,000円</td> <td>その他の障害者:260,000円</td> </tr> </table> ※ 手帳や証明書、障害者控除対象者認定書をお持ちください。 ※ 65歳以上で身体障害者手帳等の交付されていない人でも、障害の程度が同等と認めた場合には障害者控除対象者認定書を発行しています。手続きについては、長寿政策課でご案内しますので、介護保険被保険者証(要介護度3以上)をご持参ください。 ※ 同居特別障害者とは、同一生計配偶者又は扶養親族のうち、特別障害者で、かつ、あなたや配偶者もしくは生計を一にするその他の親族との同居を常況としている方です。			控除額	特別障害者:300,000円	同居特別障害者:530,000円	その他の障害者:260,000円
		控除額	特別障害者:300,000円	同居特別障害者:530,000円	その他の障害者:260,000円			

②①	配偶者控除	同一生計配偶者(※注1)のうち、合計所得金額(※注2)が1000万円以下の納税義務者の配偶者			
		納税義務者の合計所得金額	900万円以下	900万円を超え950万円以下	950万円を超え1000万円以下
		控除の種類	控除額	控除額	控除額
		一般の控除対象配偶者	330,000円	220,000円	110,000円
		老人控除対象配偶者※	380,000円	260,000円	130,000円
※ 老人控除対象配偶者とは、S30.1.1以前に生まれた控除対象配偶者のことです。					
②②	配偶者特別控除	生計同一で合計所得金額(※注2)が48万円超133万円以下の配偶者のうち、合計所得金額(※注2)が1000万円以下の納税義務者の配偶者			
		納税義務者の合計所得金額	900万円以下	900万円を超え950万円以下	950万円を超え1000万円以下
		配偶者の合計所得金額	控除額	控除額	控除額
		480,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円
		1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円
		1,050,001円～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円
		1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円
		1,150,001円～1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円
		1,200,001円～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円
		1,250,001円～1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円
		1,300,001円～1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円
②③	扶養控除	生計同一で合計所得金額(※注2)が48万円以下の扶養する親族			
		控除の種類	扶養者の生年月日	控除額	
		年少扶養親族※	H21.1.2 ～	0円	
		一般扶養親族	H18.1.2 ～ H21.1.1	330,000円	
		特定扶養親族	H14.1.2 ～ H18.1.1	450,000円	
		一般扶養親族	S30.1.2 ～ H14.1.1	330,000円	
		老人扶養親族	～ S30.1.1	380,000円	
		同居老親等扶養親族※		450,000円	
		※ 16歳未満の扶養者のうち合計所得金額が48万円以下である方は、控除金額はありませんが、課税計算時の非課税基準の扶養人数には算入されますので、対象者は必ず記載してください。			
		※ 同居老親等扶養親族とは、老人扶養親族のうち、あなた又は配偶者の直系尊属で、あなた又は配偶者との同居を常況としている方のことです。			
②⑥	雑損控除	災害・火災・盗難等により、住宅・家財等に損害を受けた場合。 (火災・盗難の場合は消防署、警察署の証明書を添付) A＝「損害金」－「補てん金額」－「総所得金額等(※注3)の10%」 B＝「災害関連支出の金額」－50,000円 控除額：A、Bいずれか多い方の金額			
②⑦	医療費控除	治療・療養のために医師等に支払った費用のうち、本人及び配偶者、生計を一にする親族の分が控除対象です。 控除額＝「医療費支払額」－「補てん金額」－「総所得金額等(※注3)の5%と10万円の少ない方の金額」 (限度額:200万円) ※ 医療費の領収書の保管(医療費通知に係るものを除く)及び医療費控除の明細書の添付が必要となります。 ※ セルフメディケーション税制との併用はできません。			
	セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例) ※上記特例を選択する場合、「区分」の□に「1」と記入します。	健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、自己又は生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等の購入費用を年間1万2千円を超えて支払った場合、その購入費用のうち1万2千円を超える部分について、控除対象になります。 控除額＝「特定一般用医薬品等購入費」－「補てん金額」－12,000円(限度額88,000円) ※ 特定一般用医薬品等の領収書及び一定の取組(健康診査、予防接種、定期健康診断、特定健康診査、がん検診)を行ったことを明らかにする書類(例：診査結果通知書や領収書)の保管及びセルフメディケーション税制の明細書の添付が必要となります。一定の取組に要した費用は控除対象となりません。 ※ 特定一般用医薬品等とは、医薬品のうち医療用薬剤との代替性が特に高いもの等で、厚生労働大臣が財務大臣と協議して定めるものであり、具体的な品目一覧は、厚生労働省ホームページに掲載の対象品目一覧をご覧ください。 ※ 通常の医療費控除との併用は出来ません。			

※注1 同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、合計所得金額が48万円以下であるものをいいます。

※注2 合計所得金額とは、⑩総所得金額の純損失・雑損失の繰越控除適用前の金額です。土地・建物、株式等の譲渡所得などがある場合には、別途分離課税等用の申告書の所得金額(特別控除前)の合計額を含めます。
例：市県民税均等割非課税基準額、扶養控除・配偶者特別控除の所得判定、寡婦・ひとり親控除の所得判定等

※注3 総所得金額等とは、純損失・雑損失の繰越控除適用後の金額です。⑩総所得金額に土地・建物、株式等の譲渡所得などがある場合には、別途分離課税等用の申告書の所得金額(特別控除前)の合計額を含めます。
例：市県民税所得割非課税基準額、雑損控除・医療費控除・寄附金控除の計算に使用する所得等

令和7年度 市県民税・国民健康保険税 申告の手引2（各種所得）高知県宿毛市

各種所得について申告書裏面6～15の該当事項に記入後、表面に戻り「1 収入金額等」と「2 所得金額」を記入します。
分離課税に係る所得のある方は、「分離課税等申告書」を合わせて提出してください。

●給与所得金額について

給与所得には、次のようなものがあります。給料・賃金・賞与等、青色事業専従者給与、（白色）事業専従者控除額。
給与等の収入金額を次の表にあてはめて計算し、算出された給与所得の金額を申告書の⑥に転記してください。

【給与所得金額算出表】

給与等の収入金額 A			給与所得の金額		
円	～	550,999円	0円		
551,000円	～	1,618,999円	A - 550,000円		
1,619,000円	～	1,619,999円	1,069,000円		
1,620,000円	～	1,621,999円	1,070,000円		
1,622,000円	～	1,623,999円	1,072,000円		
1,624,000円	～	1,627,999円	1,074,000円		
1,628,000円	～	1,799,999円	A ÷ 4	B × 2.4 + 10万円 =	円
1,800,000円	～	3,599,999円	(千円未満切捨)	B × 2.8 - 8万円 =	円
3,600,000円	～	6,599,999円	= B	B × 3.2 - 44万円 =	円
6,600,000円	～	8,499,999円	A × 0.90 - 110万円 =		円
8,500,000円	～		A × 0.95 - 195万円 =		円

※下記所得金額調整控除も当てはまる場合は、さらに控除してください。

○所得金額調整控除

(1) 子ども・特別障がい者等を有する者

給与収入が850万円を超え、かつ以下①～③のいずれかに該当する場合

※該当する場合は15 所得金額調整控除の欄に必要事項を記載してください

①特別障がい者該当 ②23歳未満の扶養親族を有する者 ③特別障がい者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する者

所得金額調整控除額 = (給与収入金額 - 850万円) × 10% 【上限15万円】

※ 給与収入が1,000万円を超える場合は1,000万円で算出します。

②、③の扶養親族については、通常の扶養と異なり、2以上の納税義務者の扶養親族に該当する場合があるときにはその両方を扶養親族とみなすことができます。

③の同一生計配偶者は専従者を除きます。

(2) 給与所得と年金所得の両方を有する者

給与所得金額及び公的年金に係る雑所得金額の両方を有する者で、その合計金額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額 = (給与所得金額 + 公的年金に係る雑所得金額) - 10万円 【上限10万円】

※ 給与所得金額が10万円を超える場合は10万円、公的年金に係る雑所得金額が10万円を超える場合は10万円。

●公的年金等の雑所得の金額について

公的年金等には、次のようなものがあります。国民年金、厚生年金、共済年金。

・65歳未満の者〔S35.1.2以後に生まれた者〕

公的年金の収入金額 A			公的年金の雑所得の金額		
			公的年金等雑所得以外に係る合計所得金額 B		
			Bが1000万円以下	Bが1,000万円超～2,000万円	Bが2,000万円超
	～	1,299,999円	A - 60万円	A - 50万円	A - 40万円
1,300,000円	～	4,099,999円	A × 0.75 - 27.5万円	A × 0.75 - 17.5万円	A × 0.75 - 7.5万円
4,100,000円	～	7,699,999円	A × 0.85 - 68.5万円	A × 0.85 - 58.5万円	A × 0.85 - 48.5万円
7,700,000円	～	9,999,999円	A × 0.95 - 145.5万円	A × 0.95 - 135.5万円	A × 0.95 - 125.5万円
10,000,000円	～		A - 195.5万円	A - 185.5万円	A - 175.5万円

・65歳以上の者〔S35.1.1以前に生まれた者〕

公的年金の収入金額 A			公的年金の雑所得の金額		
			公的年金等雑所得以外に係る合計所得金額 B		
			Bが1000万円以下	Bが1,000万円超～2,000万円	Bが2,000万円超
	～	3,299,999円	A - 110万円	A - 100万円	A - 90万円
3,300,000円	～	4,099,999円	A × 0.75 - 27.5万円	A × 0.75 - 17.5万円	A × 0.75 - 7.5万円
4,100,000円	～	7,699,999円	A × 0.85 - 68.5万円	A × 0.85 - 58.5万円	A × 0.85 - 48.5万円
7,700,000円	～	9,999,999円	A × 0.95 - 145.5万円	A × 0.95 - 135.5万円	A × 0.95 - 125.5万円
10,000,000円	～		A - 195.5万円	A - 185.5万円	A - 175.5万円

「7 事業・不動産所得に関する事項」について

事業所得（営業等、農業）や不動産所得（貸家、アパート、地代）のある方は、収支内訳書の提出をお願いします。

「8 配当所得に関する事項」について

配当所得には、次のようなものがあります。株式配当、出資配当、剰余金の分配。
非上場株式等の配当については所得税のみ源泉徴収（20%）されますので、住民税についてはたとえ確定申告をしないことを選択できる少額配当であっても、別途申告する必要があります。

「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」について

雑所得とは、郵便局の年金保険、生命保険年金、原稿料、印税、講演料、放送謝礼、非営業貸金利子など他の所得に当てはまらない所得のことです。

「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」について

- 総合譲渡とは、土地建物等以外の資産の譲渡から生ずる所得のことで、次のようなものがあります。
車両、書画、ゴルフ会員権等の売却による所得。
譲渡した資産の保有期間が5年以内のものは短期譲渡所得、5年を超えるものは長期譲渡所得になります。
総合課税の譲渡所得の特別控除額:50万円（差引金額が50万円に満たない場合は、特別控除額は差引金額と同額となります）
- 一時所得には、次のようなものがあります。生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金等。懸賞の賞金品、福引の当選金品、競馬や競輪の払戻金等。法人からの贈与により取得する金品。
一時所得の特別控除額:50万円（差引金額が50万円に満たない場合は、特別控除額は差引金額と同額となります）

「11 事業専従者に関する事項」について

専従者とは、あなたと生計を一にする配偶者、15歳以上の親族（扶養になっている者は除く）が、あなたの経営する事業に6ヵ月を超える期間従事していることが要件になります。

「12 別居の扶養親族等に関する事項」について

控除対象配偶者・同一生計配偶者・扶養親族のうち、別居している人の氏名と住所を記入してください。

「13 事業税に関する事項」について

(1) 非課税所得など

事業税は、事業の種類により税率等が異なり、また、非課税の事業もありますので、次の（イ）及び（ロ）に該当する方は、該当する番号とその所得金額を記入してください。

（イ）複数の事業を兼業している方で、そのうち
次に掲げる 1～6 の事業より生ずる所得がある場合

- 1 畜産業から生ずる所得
- 2 水産業から生ずる所得
- 3 薪炭製造業から生ずる所得
- 4 助産婦業から生ずる所得
- 5 あんま、マッサージ、又は指圧、はり、きゅう、
柔道整復その他の医業に類する事業から生ずる所得
- 6 装蹄師業から生ずる所得

（ロ）次に掲げる 7～11の所得がある場合
（非課税所得）

- 7 林業から生ずる所得
- 8 鉱物掘採事業から生ずる所得
- 9 社会保険診療報酬等に係る所得
- 10 外国での事業に係る所得
- 11 第1種事業、第2種事業、第3種事業に
該当しないものから生ずる所得

(2) 損益通算の特例適用前の不動産所得

事業税では、不動産所得の赤字の金額のうち土地等を取得するために要した負債の利子の額に相当する部分の金額についても、損益通算の対象となりますから、その金額を含めた所得金額を記入してください。

(3) 事業用資産の譲渡損失など

事業税が課税される事業に使用していた機械装置、車両運搬具、牛馬、果樹などの事業用資産（土地、家屋、構築物、棚卸資産及び無形固定資産を除きます）を事業に使用しなくなってから1年以内に譲渡した場合の損失も事業税では控除されますから、その損失額もこの欄に記入してください。

(4) □他都道府県の事務所等

事務所や事業所が他の都道府県にもある場合は、□を✓してください。

「14 寄附金に関する事項」について

令和6年中に、都道府県、市町村若しくは特別区に対する寄附金、都道府県共同募金会若しくは日本赤十字社の支部に対する寄附金又は所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項及び租税特別措置法第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされるものを含む）のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該都道府県若しくは市町村が条例で定めたものの合計額から、2千円を差し引いた額に、県民税4%、市民税6%をそれぞれ乗じた金額が控除されます。ただし、寄附金控除の上限額は、総所得金額等の合計額の30%以内となっています。 ※申告時には領収書の添付が必要です。

令和7年度 市県民税・森林環境税・国民健康保険税 税額計算方法 高知県宿毛市

※令和6年12月27日の情報です。今後の制度改正により、変更される場合があります。

● 市県民税・森林環境税非課税基準額（森林環境税の非課税基準は、市県民税均等割の非課税基準と同一です。）

扶養人数	均等割・森林環境税 非課税	所得割 非課税
判定所得	合計所得金額（繰越控除前）	総所得金額等（繰越損失後）
	分離譲渡＝特別控除前	分離譲渡＝特別控除前
0人	380,000円	450,000円
1人	828,000円	1,120,000円
2人	1,108,000円	1,470,000円
3人	1,388,000円	1,820,000円
4人	1,668,000円	2,170,000円
5人	1,948,000円	2,520,000円
6人	2,228,000円	2,870,000円
1人以上の場合の計算基準	280,000円×(扶養者+1)+268,000円	350,000円×(扶養者+1)+420,000円

※ その年の1月1日時点で、次の方は均等割も所得割も課税されません。

- ①生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ②障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人

● 市県民税・森林環境税の税額計算方法

税額＝均等割額＋森林環境税＋所得割額

- ・均等割額：4,500円（市民税3,000円、県民税1,500円）
- ・森林環境税：1,000円
- ・所得割額：総所得金額－所得控除額合計×税率（市民税6％・県民税4％）－調整控除額（※）

※ 分離課税の所得がある場合や、他税額控除等がある場合は計算方法が異なります。

※ 調整控除とは、市県民税と所得税の人的控除額（基礎控除、扶養控除、障害者控除等）の差を調整するものです。
平成20年度の住民税税率改正により、これを調整するために、下記の額を所得割額から控除することになっています。
合計所得金額が2,500万円超の場合、調整控除は適用されません。

課税所得金額	調整控除額
200万円以下	「人的控除額の差の合計額」と「課税所得金額」のいずれか少ない金額の5％
200万円超	{人的控除の差－（課税所得金額－200万円）}×5％ ※この額が2,500円未満の場合は2,500円とする。

（計算例）課税所得金額100万円で、人的控除の差の合計額が5万円の場合

市民税所得割 100万円 ×6％ － 5万円×3％ ＝ 58,500円
県民税所得割 100万円 ×4％ － 5万円×2％ ＝ 39,000円
市県民税額 均等割額5,500円＋市民税所得割58,500円＋県民税所得割39,000円＝103,000円

● 令和7年度 市県民税の定額減税

控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（※1）を有する納税義務者（※2）の令和7年度分の市県民税の所得割の額から、特別控除の額を控除する。（ただし、特別控除の額が所得割の額を超える場合は、所得割の額を限度とする。）

特別控除の額	1万円
所得制限	令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下 （給与所得の場合は、収入金額が2,000万円以下）

（※1）前年の合計所得金額が1,000万円超である市県民税の納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が48万円以下であるもの（国外居住者の除く）

（※2）国内に住所を有する者。

● 宿毛市国民健康保険税の税額計算方法

○国民健康保険税の税率等

現在、高知県により令和12年度に県内市町村の保険税水準を統一する取り組みが進められており、宿毛市では令和12年度の水準に段階的に移行すべく、令和7年度から2年おきに国保税率の改正を行うこととしています。

令和7年度については、40歳以上65歳未満の被保険者に係る介護分の税率が下記のとおり改正されます。

40歳未満及び65歳以上の被保険者に係る税率に変更はありません。

	所得割率	均等割額	平等割額	限度額
医療分	8.00%	22,000円	23,000円	65万円
後期支援分	2.30%	6,000円	5,500円	24万円
介護分	2.88%	18,700円	廃止	17万円

※未就学児の国保税均等割額は上記から1/2軽減します。下記2・5・7割軽減世帯については軽減後1/2軽減します。

○国民健康保険税の計算式

国民健康保険税（年額）＝ 所得割額＋均等割額＋平等割額

- ・所得割額＝前年中の所得から43万円を控除した額×所得割率
- ・均等割額＝世帯の被保険者数×均等割額
- ・平等割額＝1世帯あたりの定額

※医療分、後期支援分、介護分とそれぞれ計算し、100円未満を切り捨てて計算します。

○国民健康保険税の軽減制度（均等割額及び平等割額に適用）

所得の申告をしている世帯で次の場合は、国民健康保険税が軽減されます。軽減判定には擬制世帯主の所得も含まれます。

- ・7割軽減＝前年中の所得が、43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯
- ・5割軽減＝前年中の所得が、43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）に被保険者1人につき29.5万円を加えた額以下の世帯
- ・2割軽減＝前年中の所得が、43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）に被保険者1人につき54.5万円を加えた額以下の世帯

※給与所得者等とは、被保険者のうち一定の給与と公的年金を受けるものになります。